

深川川漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、深川川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、はや、うなぎ及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象としたイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
かに	籠	1人 10個以内

2 深川川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、竿釣りによってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から10月10日まで
はや、うなぎ	1月1日から12月31日まで
かに	7月1日から12月31日まで

2 前項の公表は組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示ものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる漁法により、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁法	ウ 期間	備考
長門市西深川板持1仲井堰から同市東深川上郷長寿橋上流端の上流100mまでの間	投網 たも網	自6月1日 至6月30日	
長門市東深川上郷長寿橋上流端の上流100mから河口までの間	毛釣を除く 全漁法	自6月1日 至6月30日	
長門市深川湯本観濃橋(大谷山荘前)から同湯本千代橋上流端までの間	投網 たも網	自6月1日 至12月31日	
長門市西日本旅客鉄道株式会社山陰本線鉄橋下流端から河口まで	全漁法	自9月20日 至10月31日	あゆ産卵場のため
長門市東深川西日本旅客鉄道株式会社美祿線鉄橋下流端から同市東深川西日本旅客鉄道株式会社山陰本線鉄橋下流端までの間	全漁法	自10月1日 至10月31日	あゆ産卵場のため
長門市深川湯本殿台めのう橋上流端から同小河内に通ずる音信橋までの間	全漁法	自5月1日 至6月30日	はや産卵場のため

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
う な ぎ	全長20cm以下
か に	甲幅5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が小学生以下の場合は無料とし、肢体不自由者及び中学生の場合は、オ欄に掲げる額の1/2に相当する額とし、次の第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、オ欄に掲げる金額に1,000円を加算した額とする。

ア 魚 種	イ 漁具、漁法	ウ 遊漁者の区	エ 期間	オ 遊漁料	備 考
あ ゆ は や	竿釣（はやの 竿釣を除く） たも網	大 人	1 日	1,500円	
			1 年	5,000円	
	投網	大 人	1 日	8,500円	
は や	竿釣	大 人	1 日	1,000円	
			1 年	3,000円	
う な ぎ	手釣、竿釣、 箱、筒	大 人	1 日	1,500円	
			1 年	5,000円	
か に	籠	大 人	1 日	1,000円	左記の遊漁料で 使用できる籠数 は5個以内。 6個以上を使用 する場合は、 3,000円/5個を 追加徴収。
			1 年	3,000円	

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において納付した遊漁料の額以下の遊漁料の漁法は遊漁できる。

3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。

- (1) 深川川漁業協同組合事務所（長門市深川湯本2387-1）
- (2) 吉富幸進堂（長門市深川湯本1031-2）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。

(1) 長門市西日本旅客鉄道株式会社山陰本線鉄橋下流端から河口までの間

(2) 長門市深川湯本殿台めのう橋上流端から同小河内に通ずる音信橋までの間

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。